

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 1 8 日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

横浜港で検疫中のクルーズ船の乗客の健康観察期間終了に伴う下船について  
（周知依頼）

標記について、別添のプレスリリースのとおり、横浜港で検疫中のクルーズ船（ダイヤモンドプリンセス号）において「健康観察の開始から14日目となる2月19日までの間、発熱・呼吸器症状等の症状がなく経過し、ウイルス検査で『陰性』であることが確認された乗客」については、「新型コロナウイルスに感染しているおそれはないことが明らかである」旨が厚生労働省から示しております。

また、「クルーズ船から搬出される荷物」についても、「現在のところ、ウイルスが見つかった場所から積み出された物品との接触から人が新型コロナウイルスに感染したという疫学的情報はない。WHOも、一般的にコロナウイルスは、手紙や荷物のような物で長期間生き残ることができないとしている。」として安全性を示されております。

これについては、ダイヤモンドプリンセスから下船する乗客及び荷物の取扱について、公共交通事業者、貨物運送事業者、宿泊事業者等から不安の声があったことに応えるものであり、乗客及び荷物が潔白であることを厚生労働省において明確化されたものです。

また、別添のように下船者については、検疫官（医系技官）による健康チェックの後、「横浜検疫所長名の上陸許可書」（新型コロナウイルスにり患していない旨）が手交されますので、差別的な扱いがないよう、この旨を貴都道府県登録の旅行業者等及び旅行サービス手配業者へ周知をお願い申し上げます。

厚生労働省プレスリリース

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09577.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09577.html)